

令和5年2月22日

各位

宿毛商銀信用組合

融資繰上げ・一部繰上げ返済手数料にかかる「消費税」の ご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取扱いしております融資の繰上げ・一部繰上げ返済手数料（以下「繰上げ返済手数料」といいます）について、返済額に一定の比率を乗じる手数料は、消費税が不課税であることが判明しました。

当組合は令和5年2月8日より、この繰上げ返済に際し、消費税をお支払いいただかないことにいたしました。

なお、従来、この繰上げ返済の際にお客様からお預かりし国に納付しておりました消費税額は、お預かりしていた期間の法定利息（年5%または3%）を加算し、返還させていただくことにいたしました。

対象となりますお客様には個別にご連絡の上、返還手続きを実施いたします。

この度は、お客様にご迷惑お掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

1. 対象となるお客様

当組合が上記の融資繰上げ返済手数料（返済額の1.0%）の取扱いを開始した、平成30年10月1日～令和5年2月7日の間に該当する融資繰上げ返済に際し、返済額の1.0%にかかる消費税をお支払いいただいたお客様。

なお、定額の繰上げ返済手数料をお支払いいただいたお客様につきましては繰上げ返済額に関係なく、今回の消費税の返還の対象ではございません。

2. お客様への対応

上記の対象となるお客様には、個別に文書にて返還額の明細を郵送し、速やかに返還手続きを実施いたします。

【本件に関するお問合せ先】

フリーダイヤル：0120-930-0166

月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00 担当部署：本店営業部・融資係